

豊田市消防整備基本計画

(平成19年度～平成29年度)

(概要版)

豊田市消防本部

はじめに

わが国の消防は、昭和23年の消防組織法の制定に伴い、市町村消防として発足して以来60年近くが経過しましたが、この間における消防力の充実が目ざましく、現在では国際的にも高い水準に達しています。

また、消防行政も社会の要請に応え、予防、救急・救助活動等について、法制化等の整備・充実が図られてきたところです。

しかしながら、甚大な被害をもたらした平成7年の阪神・淡路大震災を始めとして、平成16年の福井豪雨や新潟県中越地震のように、近年では大規模な自然災害が相次いで発生しておりますし、平成7年の地下鉄サリン事件のように、これまで予想もできなかったような特異な人的災害も現れてきています。

今後も、東海地震や東南海地震といった大規模自然災害が予想されておりますし、さらには、平成16年の国民保護法制の制定に伴い、武力攻撃事態等における消防の責務も非常に大きなものとなっています。

本市を取り巻く社会環境に目を転じましても、平成17年の周辺6町村との合併を始めとして、人口動態、都市構造、生活価値観等に注目すべき大きな変化が生じてきており、消防行政においても各分野にわたって多様な対応が求められてきているところです。

このような情勢の中で地域住民の付託に応えていくためには、常に消防装備の進化等を視野に入れながら、計画的に消防力の強化・充実を図っていくことが肝要であると考えます。

そこで、将来の豊田消防のあるべき姿を示すとともに、それを実現するための今後11年間の消防力の整備の指針として、ここに豊田市消防整備基本計画を策定することとしました。

21世紀を迎えて、職員及び住民の高齢化、技術革新、高度情報ネットワーク化、国際化、行政の広域化による行政改革等々、新たな行政課題が提起されてきており、消防行政を取り巻く社会の潮流は、今後、あらゆる面で大きく変化し、さらに進展していくと予想されると思いますが、これらの状況を踏まえながら、本豊田市消防整備基本計画に基づき、本市の地域特性に即した消防体制の適正な整備を図っていく所存です。

平成19年3月

目 次

序 章

1 豊田市消防整備基本計画とは	1
豊田市消防整備基本計画の位置付け	1
2 豊田市消防整備基本計画の見直し	2
3 計画の期間	2
4 計画策定の背景	3
5 計画策定の基本方針（目指すべき姿）	4
6 施策体系の分類	6
7 個別施策の設定	7
8 豊田市消防整備基本計画実施計画	8

事業計画

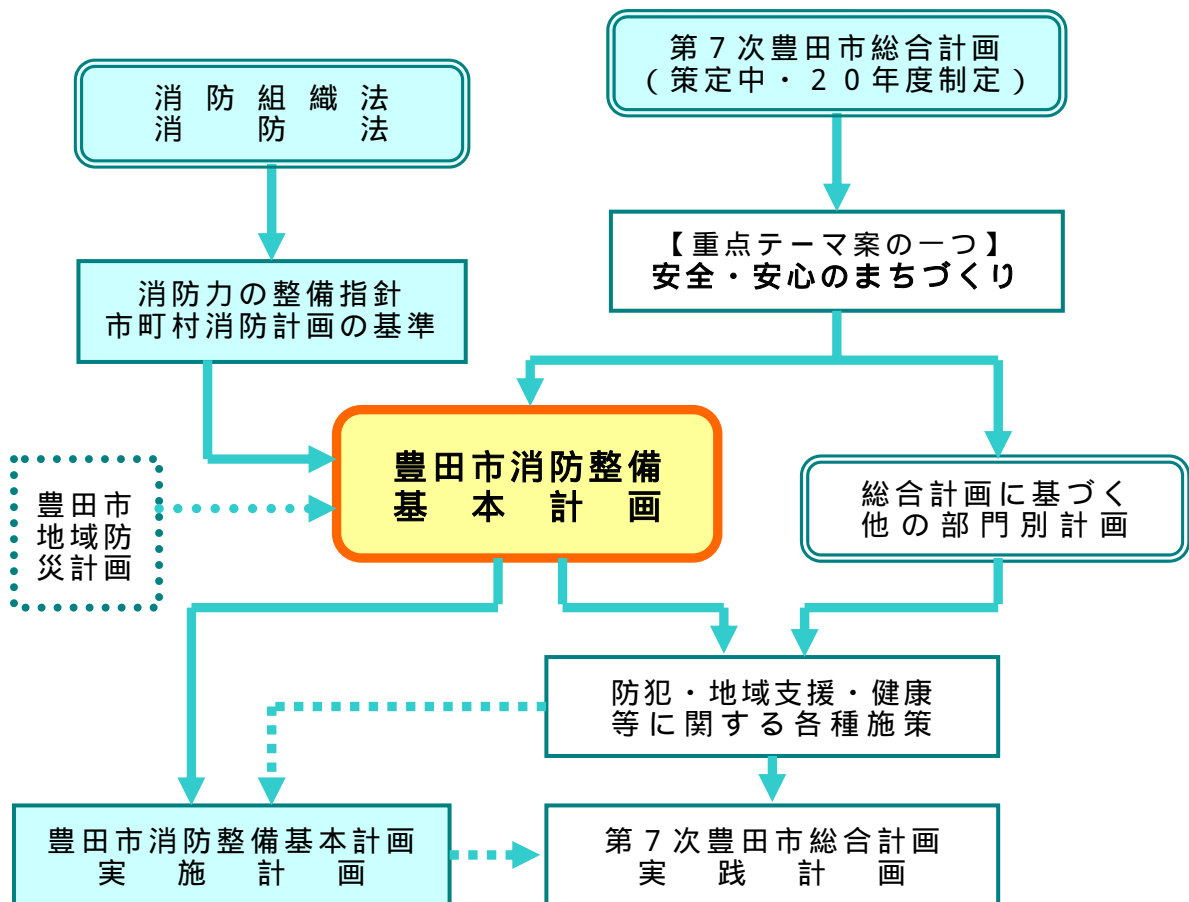
施策体系 1：消防施設・消防資機材の整備	9
施策体系 2：消防組織・消防体制の充実	1 1
施策体系 3：通信体制の整備	1 3
施策体系 4：救急体制の強化	1 5
施策体系 5：防火対策の推進	1 8
施策体系 6：地域の防災力・消防力の育成	2 1
施策体系 7：消防団の充実強化	2 3
施策体系 8：災害対応力の強化	2 6
施策体系 9：広域連携体制の充実	2 9

序 章

1 豊田市消防整備基本計画とは

豊田市消防整備基本計画は、豊田消防における「消防力」の整備の基本となるもので、市の最上位計画である豊田市総合計画（現在は平成13年策定の第6次総合計画。第7次総合計画は平成20年3月策定を予定）の方針を踏まえ、本基本計画と同じく市民の暮らしを守るための豊田市地域防災計画（災害対策基本法に基づく基本計画）との整合を図りながら、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防力の整備指針（平成17年消防庁告示第9号）、市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）等に即した消防力の総合的な整備計画を中長期的に示し、効果的かつ効率的な消防力の整備を行うことにより、充実した消防活動を展開し、市民が安全で安心して暮らせるまちをつくとともに市民サービスの一層の向上を図ることを目的とするものである。

豊田市消防整備基本計画の位置付け



2 豊田市消防整備基本計画の見直し

現在の豊田市消防整備基本計画（以下「現基本計画」という。）は、平成10年度に策定されたもので、その計画期間は平成11年度から平成22年度までの12年間となっている。

この現基本計画に基づいて前期実施計画（平成11年度～平成14年度）及び中期実施計画（平成15年度～平成18年度）を策定し、順次、消防力の整備を図ってきているところである。

しかし、豊田市が平成17年4月1日に周辺6町村と合併したことにより、現基本計画によって後期実施計画（平成19年度～平成22年度）を策定した場合、合併した旧町村地域（藤岡地区及び小原地区を除く4地域）の消防整備計画が空白となってしまう。

また、消防庁が示している「消防力の基準」が、同じく平成17年に大幅に改正され、「消防力の整備指針」として新たに示されたことにより、現基本計画のままではこの「消防力の整備指針」と合致しない部分が出てきている。

いずれも今後の本市の消防力の整備を推進していく上での大きな要因の変化であり、この変化に対して現基本計画を一部改正することによって対応するには限界がある。

そこで、平成19年度以降の消防力の整備に当たっては、現基本計画の終了を待たず、その内容を全面的に改正し、新たな豊田市消防整備基本計画を策定することとした。

3 計画の期間

新たに策定する豊田市消防整備基本計画の計画期間は、平成19年度を初年度とし、第7次豊田市総合計画の目標年次である平成29年度を最終年次とした11年間とする。

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
現消防整備基本計画									後期実施計画は 新計画に包含する										
前期実施計画			中期実施計画			後期実施計画													
									新消防整備基本計画										
									前期実施計画					後期実施計画					
									第7次豊田市総合計画										
									前期実践計画					後期実践計画					

4 計画策定の背景

本市の大きな特徴は、自動車産業を中心とした日本有数の工業都市でありながら、一方では市域の7割を占める山林地域に示されるように豊かな自然にも恵まれているというところにある。

これは、昭和31年以来、周辺町村との合併を重ねてきたという歴史によるものであるが、その結果として、市街地が広域に分散するとともに、広大な過疎地域をも有することとなり、本市において効率的かつ効果的な消防力の整備を行っていく上での大きな問題となっている。

分散した市街地では、建築物の高層化や深層化に伴って都市構造の過密化・複雑化の度合いが深まっており、新たな都市機能や産業活動の進展、危険物需要の増大といった要因も重なって、各種災害の様相が日に日に複雑化・多様化・大規模化してきている。さらに、NBCテロ災害の脅威なども現実化してきており、これらの災害に対する備えと対応力の充実が課題となっている。

そのために、高度でかつ専門的な知識を持った人材の育成、施設や装備等の高度化、災害や被害の情報の共有化といった取組を進めるとともに、広域都市間連携を充実に、あらゆる災害や事故に対応できる危機対応力のさらなる強化が求められている。

一方、市域の大半を占める中山間地域では、その面積の広大さや旧町村の財政事情等から道路や水道といった社会基盤の整備が遅れており、それに伴って消防署所や消防水利といったハード面での消防力の整備も進んでいない。

さらに、これらの地域においては、住民の過疎化や高齢化がますます進展することにより、地域の安全は地域で守るという基本の体制が成り立たなくなることとも予想され、消防力の空洞化も懸念されるところである。

今後は、これら中山間地域における消防力の整備・充実にも力を入れ、速やかに消防空白地域を埋めていく必要がある。

また、救急に目を向けると、少子高齢化や核家族化を背景として救急需要が増え続けており、その中で「救える命を救う」ためには、救急車の適正利用を進めるとともに、救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当が重要であることから、予防救急を推進するための応急救護の普及や指導体制の強化を図る必要がある。

その上で、救急救命士の処置範囲の拡大を図り、市民・救急隊・医療従事者が連携を深めることにより救命率を向上させることが肝要である。

非常備消防力としての消防団については、地域における防災体制の中核的存在となって、それぞれの地域の安全・安心を守る組織として大きな役割を果たしているが、全国的にも団員数の減少が続いており、地域防災力の低下が憂慮されていることに鑑み、消防団員の活動環境を整備するとともに、住民のさらに幅広い層から消防団に参加する人員の確保を図ることが必要である。

5 計画策定の基本方針（目指すべき姿）

新たな豊田市消防整備基本計画の策定に当たっては、3つの「基本方針」を掲げ、この基本方針を計画の柱として消防力の整備・充実を図るための各種の施策を展開していくこととするが、基本方針に基づく施策展開の考え方と将来目指すべき豊田消防の姿を示すと次のとおりとなる。

基本方針 1 拡大する市民ニーズに対応できる体制を整備する

市域の拡大、都市機能の複雑化、少子高齢化、核家族化といった社会経済情勢の変化に伴って増え続ける消防ニーズに対応するために、限られた人や予算などの資源の有効利用を図り、市民の生命と財産を守るという観点から施策の優先順位を考慮しながら、効率的な消防体制の整備を進める。

目指すべき姿

消防署所が適正に配置されるとともに、消防車両その他の必要な資機材が十分に配備されている。

消火活動に必要な消防水利が確保できている。

119番受信体制の整備が図られ、迅速かつ的確な対応ができる。

高度な知識をもつ消防職員が確保され、拡大した市域や増加する救急需要に対応できる体制が整備されている。

基本方針 2 参画と共働の理念に基づき市民や地域の防災力を高める

参画と共働の理念のもと、消防行政だけではなく、市民自身や家庭、地域が主体となった防災力の向上、地域における消防団の充実、企業と連携した防災管理体制の構築など、市民力や地域力を活かしながら共に安全・安心で災害に強いまちづくりに取り組む。

目指すべき姿

市民等に防火思想が定着し、住宅の防火対策や放火防止対策が図られている。

防火対象物や危険物施設の安全対策が適切に図られている。

自主防災組織その他の地域防災組織が設置されるとともに、消防団の活性化が図られ、必要な数の消防団員が確保されている。

基本方針 3

大規模災害等に適切に対応できる体制を構築する

近い将来に発生が予想されている東海・東南海地震や東海豪雨のような集中豪雨といった大規模自然災害における情報伝達手段や住民避難体制、緊急援助体制の確立を図る。また、BCテロ災害や自動車専用道路等における重大事故、列車事故といった特殊災害に直ちに対応できる体制を整備するとともに、危機管理に対する取組をさらに推進する。

目指すべき姿

大規模災害や特殊災害に対して、確実かつ迅速な救助活動を行うことができる高度救助隊が設置されている。
消防相互応援協定の充実及び緊急消防援助隊の強化が図られている。

平成 29 年度までに実現を目指す指標（アウトカム指標）

本基本計画の最終年次である平成 29 年度までに実現を目指す指標として次の 7 つを設定し、施策の達成度を検証するものとする。

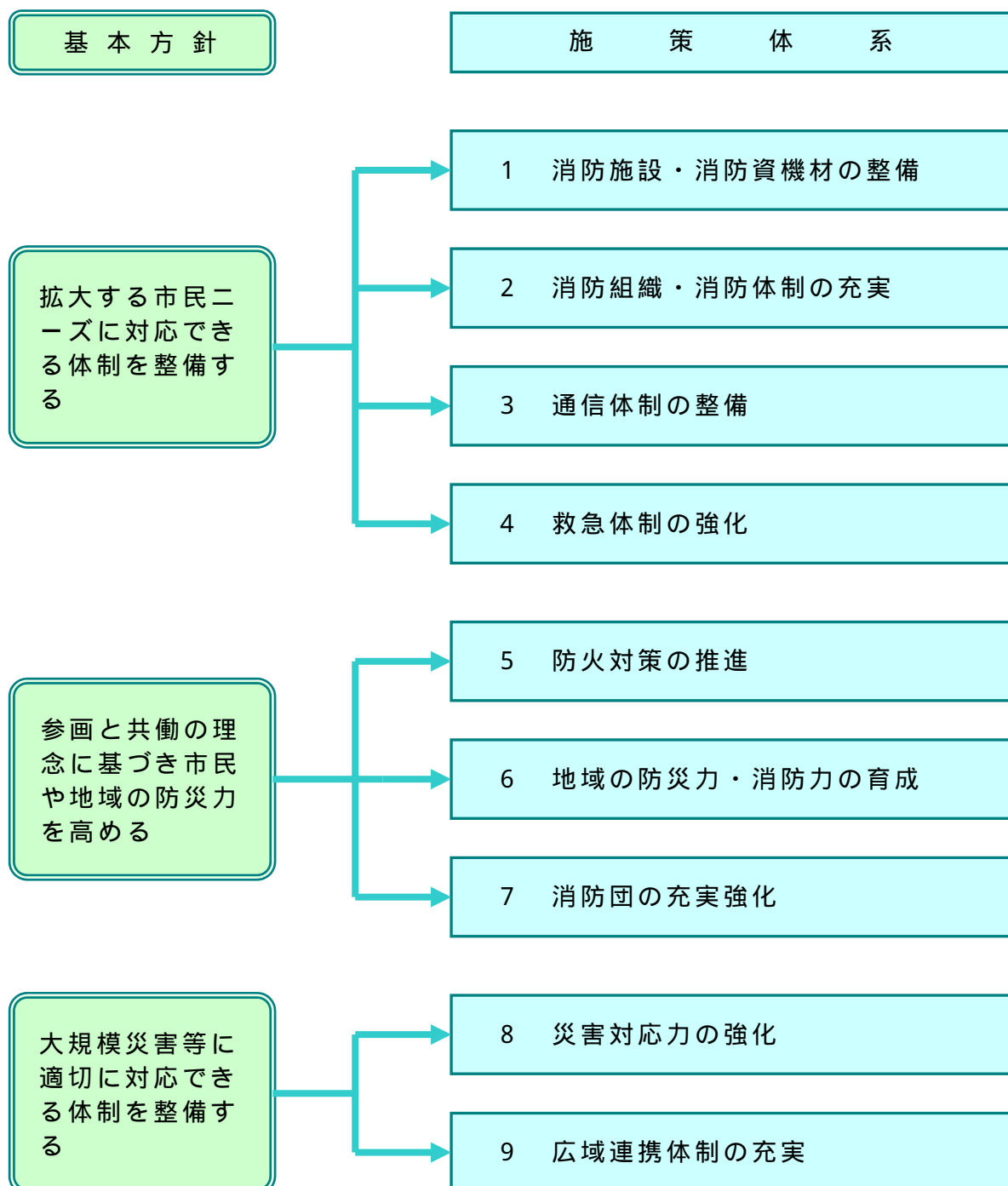
項 目	現状数値	目標数値	摘 要
火災による死者数	4 人	0 人	現状数値 = 17 年と 18 年の死者数の平均
年間の火災件数	2 4 4 件	1 2 0 件	現状数値 = 17 年と 18 年の火災件数の平均
放火の火災原因割合	2 9 %	1 5 %	放火の疑いを含む。現状数値 = 17 年と 18 年の平均
心肺停止者の救命率	1 4 %	2 5 %	現状数値 = 17 年と 18 年の救命率の平均
救急車の現場到着時間	7 分 3 0 秒	6 分 0 0 秒	現状数値 = 18 年中の平均
救急患者の搬送時間	1 1 分 3 0 秒	1 0 分 0 0 秒	現状数値 = 18 年中の平均
基準違反等の是正割合	4 5 %	9 0 %	防火対象物及び危険物施設 現状数値 = 18 年中の実績

さらに、この基本計画の最終目標として、市民意識調査における「消防・救急体制」の満足度を引き上げることを目指す。

指 標 項 目	第 1 6 回調査	2 9 年度目標
「満足」と「まあ満足」の合計割合	1 5 . 9 %	2 0 . 0 %

6 施策体系の分類

市民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちをつくとともに、拡大する市民ニーズに対応できる消防力の整備・充実を図るための施策を展開するに当たって、それらの施策を9つの「体系」に分類する。



7 個別施策の設定

9つの施策体系ごとに、平成29年度までに目指すべき「数値目標」を掲げ、それを実現するための「個別施策」を設定する。

施策体系	個別施策
1 消防施設・消防資機材の整備	1 - 1 : 消防署所の整備 1 - 2 : 消防車両の整備 1 - 3 : 消防水利の整備 1 - 4 : 消防資機材の整備
2 消防組織・消防体制の充実	2 - 1 : 組織の再編 2 - 2 : 職員の採用 2 - 3 : 職員の教育訓練 2 - 4 : 職員の高齢化対策
3 通信体制の整備	3 - 1 : 119番受信体制の充実 3 - 2 : 消防通信体制の整備
4 救急体制の強化	4 - 1 : 救急業務の高度化の推進 4 - 2 : 増加する救急業務への対応 4 - 3 : 市民による救命率の向上 4 - 4 : 救急資機材の整備
5 防火対策の推進	5 - 1 : 防火思想の普及啓発 5 - 2 : 住宅防火対策の推進 5 - 3 : 放火防止対策の推進 5 - 4 : 建築物の火災予防対策 5 - 5 : 危険物施設の安全対策
6 地域の防災力・消防力の育成	6 - 1 : 各種団体の育成指導 6 - 2 : 事業所による地域消防力の育成 6 - 3 : 水防施設の充実
7 消防団の充実強化	7 - 1 : 消防団員の確保 7 - 2 : 消防団の活性化 7 - 3 : 消防団員の教育訓練 7 - 4 : 消防団施設・装備の整備
8 災害対応力の強化	8 - 1 : 高度救助体制の構築 8 - 2 : 救助資機材の整備
9 広域連携体制の充実	9 - 1 : 消防相互応援協定の充実 9 - 2 : 緊急消防援助隊の強化

9 豊田市消防整備基本計画実施計画

この豊田市消防整備基本計画は、今後11年間における消防力の整備に係る「基本方針」とその方針に基づいて効果的かつ効率的に消防力の整備を図っていくための9つの「施策体系」を示したもので、施策体系ごとに平成29年度までに達成すべき「数値目標」を掲げている。

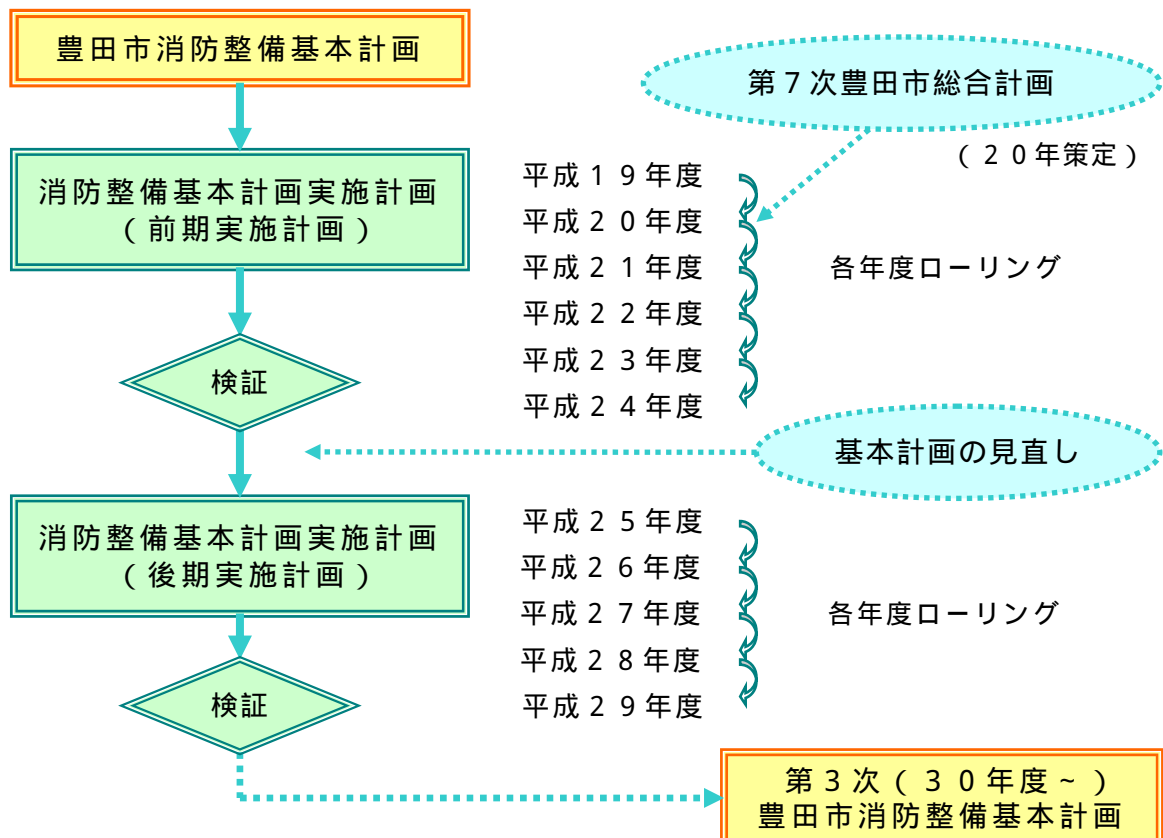
さらに、その「数値目標」を達成するために、「個別施策」と「実施事業」を設定しているが、これらの施策・事業を推進していくためには年度ごとの具体的な事業計画が必要であり、本基本計画に基づき、別途「豊田市消防整備基本計画実施計画」(以下「実施計画」という。)を策定する。

実施計画は、平成19年度から平成24年度までの「前期実施計画」と平成25年度から平成29年度までの「後期実施計画」で構成し、それぞれの実施計画においては、その計画期間内の年度ごとに達成数値等を示した具体的な事業を設定する。

実施計画における年度ごとの事業については、当該年度が終了する時点でその進捗状況を確認・検証し、翌年度以降の計画にローリングする。

また、前期実施計画の終了時期を迎え、後期実施計画を策定する時点においては、本基本計画の見直しについても検討するものとする。

なお、平成20年に策定が予定されている第7次豊田市総合計画の内容によっても、本基本計画を見直すことが考えられる。



事業計画

施策体系 1 : 消防施設・消防資機材の整備

施策体系 1 の背景

本市では、昭和 31 年の消防本部の設置以来、消防庁が示している「消防力の基準」(現「消防力の整備指針」)に掲げられている基準を満たすべく、消防施設・消防資機材の整備を図ってきた。

しかしながら、市街地においては、近年、建築物の高層化や深層化に伴って都市構造の過密化・複雑化の度合いが深まるとともに、新たな都市機能や産業活動の進展、危険物需要の増大といった要因も重なって、災害の様相が複雑多様化・大規模化してきており、新たな消防資機材の配備を始めとして、さらなる消防力の強化が必要となっているところである。

また、平成 17 年の周辺 6 町村との合併によって市域の 7 割を占める広大な中山間地域を抱えることとなったが、これらの地域においては、道路や水道といった社会基盤とともに消防力の整備も大幅に遅れており、特に消防署所や消防水利、消防資機材の整備といったハード面での早急な対応が喫緊の課題となっている。

そこで、施策体系 1 では、消防施設や消防資機材といったハード面での消防力の整備充実を図ることを目指して施策を展開する。

施策体系 1 における数値目標

項 目	現 状 (18年度)	目 標 (29年度)
消防署所の設置数	16署所	17署所
消防車両の配備台数	124台	123台
消防水利の設置数	3,182	4,298

消防本部を除く
廃車を含む再編

施策体系 1 における個別施策

1 - 1 消防署所の整備

1 - 3 消防水利の整備

1 - 2 消防車両の整備

1 - 4 消防資機材の整備

各個別施策の概要

個別施策	現 状 と 課 題	整備の基本方針	実施事業
《 1 - 1 》 消防署所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急需要の増大に伴って、基準を上回る出動件数の署所が発生している。 ・ 救急車の走行時間5分の基準を満たさない空白地域がある。 ・ 耐震基準を満たさない老朽化した署所が存在している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用度が高まる地域（需要発生地域）における署所の新設を検討する。 ・ 空白地域を減らす適正な位置への署所の建設や建替えを検討する。 ・ 耐震基準を満たさない署所の建替えを行う。 ・ R C 建築物の建設から建替えまでの期間は、概ね50年とする。 	<p>稲武出張所の建設</p> <p>高岡出張所の建替え</p> <p>逢妻出張所の分署化</p> <p>東分署の建替え</p> <p>（仮称）深見出張所の建設</p> <p>足助消防署の建替え</p>
《 1 - 2 》 消防車両の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の高齢化や定員推移を考慮した、効果的で効率的な車両配備の必要がある。 ・ 市街地人口の増加に伴い、消防車両の基準台数が増加する可能性がある。 ・ 複雑化・多様化する災害に対応できる特殊車両の整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新基準に基づき、消防車両の適正な更新や整備を行う。 ・ 社会情勢の変化や新たな消防車両の開発等に伴い、高次車両の導入を図る。 ・ 市街地、準市街地及び中山間地域の状況を勘案した車両の更新を行う。 	<p>既存車両の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の更新 ・ 車両数の適正化 <p>新規車両の配備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出張所の建設等に伴う新規車両の配備 ・ 最新型消防車両の配備
《 1 - 3 》 消防水利の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防水利の整備率が基準の48%にとどまっている。 ・ 旧町村部では22%しか整備できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道管拡張事業との連携を図りながら消防水利の整備を促進する。 ・ 旧町村地区では防火水槽の整備を図る。 ・ 水利のうち25%を防火水槽で整備する。 	<p>消火栓の整備</p> <p>防火水槽・耐震性貯水槽の整備</p> <p>私設防火水槽や自然水利等の整備</p>
《 1 - 4 》 消防資機材の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防用車両に積載する消防資機材の計画的な充実更新が必要である。 ・ 搭乗員に配備する資機材の計画的な充実更新が必要である。 ・ 職員の高齢化に配慮した資機材の整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材の更新時や新規購入時において規格を統一する。 （維持管理対策） ・ 更新時や新規購入時に資機材の軽量化を図る。 （高齢化対策） ・ 技術開発に伴う最新の資機材を配備する。 	<p>消防資機材の適正な配備</p> <p>消防資機材の計画的な更新</p>

施策体系 2 : 消防組織・消防体制の充実

施策体系 2 の背景

本市では、昭和の時代には、相次ぐ合併や自動車産業の発展などを背景として急速に人口が増加するとともに都市化が進んだため、優先課題として都市基盤の整備や消防力の強化が図られてきた。

当時の恵まれた財政力によって、消防署所や消防資機材といったハード面での消防力の整備は進んだが、職員定数については消防力の基準に見合った増員を図ることができず、例えば、消防車両の乗車人員については最低人数で運用するなど、厳しい部隊運用形態が続いている。

このような中で、平成 17 年に周辺 6 町村と合併して旧あすけ地域消防組合を吸収したため、職員総数だけを考えると 70 人余り増加したものの、旧市域の 3 倍を超える広範囲な中山間地域が管轄区域となったため、全体の消防力が向上している状況にはない。

また、これまで旧町村においては、役場職員が非常備消防力として活動しており、これについては、合併後も支所消防隊としてその機能を存続させていたところであるが、行財政改革の折から支所の人員削減は避けられず、支所消防隊も平成 19 年度から廃止されることが決定している。

支所消防隊が廃止された場合、広大な面積を有する中山間地域では人員を含めた消防力が低下することは明白で、市全体で予算や人員の抑制が図られている現状ではあるが、消防力を向上させるためには消防職員の増員を含めた組織体制の整備を図る必要がある。

そこで、施策体系 2 では、効率的かつ効果的な消防活動を行うためのソフト面での仕組みづくりについての施策を展開する。

施策体系 2 における数値目標

項 目	現 状 (1 8 年度)	目 標 (2 9 年度)
指揮隊の設置消防署数	0 消防署	4 消防署
旭、稲武及び下山地区の車両の出動体制	3 台	6 台
特定任務隊の設置分署数	0 分署	4 分署

施策体系 2 における個別施策

2 - 1 組織の再編

2 - 3 職員の教育訓練

2 - 2 職員の採用

2 - 4 職員の高齢化対策

個別施策の内容

個別施策	現 状 と 課 題	整備の基本方針	実施事業
《 2 - 1 》 組織の再編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域における初動体制が脆弱である。 ・ 分署及び出張所の位置付けが曖昧である。 ・ 支所消防隊の廃止に伴い、中山間地域の消防力が低下する。 ・ 全国的に多発している殉死事故への対応が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旭地区、稲武地区及び下山地区の3出張所の消防力の強化を図る。 ・ 分署及び出張所の再編を図る。 ・ 予防体制の充実を図る。 ・ 指揮隊や特定任務隊の導入を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 署所体制の見直し 指揮隊の配備 支所消防隊に代わる消防力の強化 ・ 車両2台同時出動体制の整備 特定任務隊の導入
《 2 - 2 》 職員の採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防力の整備指針に基づく必要人員が充足されていない。 ・ 高い知識と豊富な経験を持った職員の大量退職が始まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会や人事当局の理解を得ながら、人員の確保を図る。 ・ 大量退職者による消防力の低下を防ぐため、前倒し採用を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規職員の採用 再雇用職員の活用
《 2 - 3 》 職員の教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会情勢の変化等に伴い、職員の資質の向上が必要となっている。 ・ 高度な専門知識や技術に加えて想像力・実践力を有する職員の養成が求められている。 ・ 職員間での知識や技術の承継が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防スペシャリストの養成とその処遇を検討する。 ・ 若手職員の技術向上を図るための教育訓練を実施する。 ・ 職員のやる気を引き出せる適正なローテーションを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会・講習会への派遣 訓練の実施 消防スペシャリストの養成 人事ローテーションの確立 職員間の知識技術の承継
《 2 - 4 》 職員の高齢化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3人に1人となる高齢職員の処遇を考慮する必要がある。 ・ 人員の抑制に伴い、高齢職員による現場活動が増加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢職員の健康維持を図る。 ・ 高齢職員の安全確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理体制の強化 変則勤務体制の見直し

施策体系 3 : 通信体制の整備

施策体系 3 の背景

行財政改革等により消防職員の総数が抑制されている中、救急需要は年々増加の一途をたどっており、さらには、平成 17 年の市町村合併により広大な管轄地域を有することとなったため、救急業務における現場到着所要時間の地域格差が拡大するとともに、平均現場到着所要時間も延びる傾向にある。

このような状況で救命率を向上させるためには、今以上に受信から出動までの時間短縮を図るとともに、通報の内容から情報を的確に把握し、適切な口頭指導を行うことができる体制を構築することが必要である。

また、地震や風水害による大規模な自然災害が発生した場合や有事の場合には、地域での初動体制を充実するためにも、非常備消防力である消防団員や関係地域の住民に、素早くかつ的確にそれらの情報を伝達しなければならず、広大な市域における情報の共有化のための緊急通信体制の整備が急がれている。

さらに、近年では、専門的な知識を要する特殊な災害も増加してきており、後方から当該専門知識等について支援することができるよう、医療機関を始めとした関係各機関との連携体制を充実させる必要もある。

そこで、施策体系 3 では、通信体制の整備を図るための施策を展開する。

施策体系 3 における数値目標

項 目	現 状 (1 8 年度)	目 標 (2 9 年度)	
1 1 9 番受信時から予告 指令までの平均時間	1 分 1 4 秒	1 分 0 0 秒	
消防救急無線 の 整 備 数 (消防団等の 消防波を含む)	(アナログ方式)	(デジタル方式)	
	基 地 局	9 局	8 局
	車 載 局	1 4 5 台	1 5 0 台
携 帯 局	1 2 2 台	1 2 7 台	

施策体系 3 における個別施策

3 - 1 1 1 9 番受信体制の充実

3 - 2 消防通信体制の整備

個別施策の内容

個別施策	現 状 と 課 題	整 備 の 基 本 方 針	実 施 事 業
《 3 - 1 》 119番 受信体制 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・近年増加している携帯電話及びIP電話に対応できる発信地表示システムが未整備である。 ・119番通報の受信時に、通報者に対して応急手当を的確に口頭指導できる職員の養成が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話やIP電話による119番通報の発信地表示システムの早期導入を図る。 ・地図検索システムのデータの充実を図る。 ・通信指令員に対し応急対応訓練を実施する。 	<p>携帯電話・IP電話の発信地表示システムの導入</p> <p>地図検索システムのデータの充実</p> <p>事前管制・口頭指導の高度化</p>
《 3 - 2 》 消防通信 体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・同報無線の個別受信機の廃止に伴い、新たな情報伝達手段を確保する必要がある。 ・災害現場の情報をいち早く入手する体制の整備が重要である。 ・市域における情報の早期伝達や共有体制の整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防救急無線のアナログ式からデジタル式への移行を図る。 ・災害現場の映像等を受信できるV S A T等の導入を検討する。 ・防災防犯課と連携して災害情報の共有体制を構築する。 	<p>消防救急デジタル無線の整備</p> <p>高機能消防指令システムの構築</p> <p>消防救急防災情報システムの構築</p>

施策体系 4 : 救急体制の強化

施策体系 4 の背景

救急活動は、火災予防活動、消火活動及び救助活動と並んで消防行政の一翼を担っている活動ですが、その需要は増加の一途をたどっており、また救命措置についても年々高度化してきている。

本市においては、これらの需要に応えるため 16 隊の救急隊のすべてを高規格救急車と救急救命士等で運用するとともに、大規模な災害等で多数の傷病者が発生した場合に現場において迅速な対応ができるよう、応急救護コンテナを中消防署に配置し、救急体制の充実に努めているところである。

救急に対する国民のニーズに応え、救急現場や搬送途上における応急処置の充実による傷病者の救命率の向上を図るために、平成 3 年から救急救命士の制度が導入され、より高度な観察及び応急処置を行うことができるようになったが、平成 16 年からは救急救命士による気管挿管が、平成 18 年からは薬剤投与が可能となり、さらなる救命率の向上が期待されている。

本市においてもこれらの資格を持った救急救命士の養成を推進し、救急体制の充実を図っている。

しかし、高齢者人口の増加や核家族化の進展等の社会構造の変化に伴って救急需要が年々増加の一途をたどっている中、行財政改革の推進や厳しい財政状況、さらには救急隊員に対する教育訓練の制約等を考慮すると、救急需要の増加に合わせて救急隊員の数を増加させることは困難な状況にある。

そのため、救急業務における需給ギャップが拡大し、現場到着所要時間が遅延する傾向にあり、また、病院間の救急搬送である転院搬送では、高度医療機関への遠距離搬送の場合などには 1 件当たりの活動時間が長時間となり、その間の当該救急隊の管轄地域での救急体制等に支障が生じることもある。

改正された消防力の整備指針では、消防隊員と救急隊員の兼務基準が設定されるとともに、救急自動車に搭乗すべき救急隊員について医療従事者が同乗する転院搬送時の緩和が図られるなど、増加する救急需要への対応がなされているが、高齢化のさらなる進展等に伴い、今後も救急需要が増加し続けることが予想され、真に緊急を要する傷病者への対応の遅れによる救命率の低下が懸念されるところである。

そこで、施策体系 4 では、増加する救急需要に対応するための救急体制の充実強化を目指して施策を展開する。

施策体系 4 における数値目標

項 目	現 状 (1 8 年 度)	目 標 (2 9 年 度)
救急救命士の総数	63人	112人
薬剤救命士の総数	17人	112人
挿管救命士の総数	11人	34人
不急利用者の割合	23%	12%
応急手当指導者の総数	300人	1,400人

施策体系 4 における個別施策

4 - 1	救急業務の高度化の推進
4 - 2	増加する救急業務への対応
4 - 3	市民による救命率の向上
4 - 4	救急資機材の整備

個別施策の内容

個別施策	現 状 と 課 題	整 備 の 基 本 方 針	実 施 事 業
《 4 - 1 》 救急業務の高度化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、高度メディカルコントロール体制を整備することが重要である。 救急救命士を確保する必要がある。 救急救命士の再教育及び生涯教育が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 病院前救護体制に対応できる救急救命士の養成及び採用を図る。 救急力のレベルアップにより救命率を向上させる。 現場活動技術の向上を図る。 高度医療機関への早期の搬送体制を構築する。 	救急救命士の採用・養成 A E D の設置の促進 常時指示体制の充実 ワークステーションの運用 現場活動の標準化と病院前救護処置の充実

<p>《 4 - 2 》 増加する救急業務への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員の抑制と救急需要の増加による需給ギャップが発生している。 ・ 核家族化やコミュニティ意識の希薄化等に伴い、不急利用者が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不急利用者に対する啓発活動を推進する。 ・ 応急手当や交通手段等の相談に対応する救急相談窓口を設置する。 ・ 病院転送業務の在り方について検討する。 	<p>頻回利用者の個別指導 救急車の適正利用に関する市民向け広報の推進 3 救急相談窓口の設置</p>
<p>《 4 - 3 》 市民による救命率の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場において応急手当を行うことができる市民等の絶対数が不足している。 ・ 職員による応急手当講習会の開催には限界がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師OBや消防OB等による応急手当インストラクター制度や応急手当普及員制度等を利用して、応急手当講習会の開催回数を増加させる。 	<p>応急手当インストラクター制度の創設 応急手当指導センターの設置 応急手当講習会の充実</p>
<p>《 4 - 4 》 救急資機材の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気管挿管や薬剤投与といった新たな処置に対応できる資機材が必要である。 ・ 救命処置技術の向上のための訓練用資機材の整備が必要である。 ・ 肝炎やエイズ等の感染の防止を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心肺蘇生ガイドラインに沿った資機材を整備する。 ・ 訓練用人形等を計画的に整備する。 ・ 消毒滅菌用の機器を整備する。 ・ ディスポーザブル製品の利用を図る。 	<p>救急資機材の整備</p>

施策体系 5 : 防火対策の推進

施策体系 5 の背景

火災から市民の生命と財産を守り、市民の安全を確保することは消防行政の目的であるが、火災予防のためには、消防機関だけではなく、他の行政機関や事業所、地域さらには市民が、それぞれ自らの責任と役割分担を認識し、相互に共働して総合的な連携を図ることが重要である。

住宅火災による死者は建物火災における死者の概ね 9 割を占めているが、その中でも高齢者の死者発生率が他の年齢層に比べて極めて高い。

これら高齢者を含めた災害弱者に対する対策を中心として、住宅の防火安全性を高めていく対策を総合的に促進することが急務となっている。

また、全国的に放火件数が年々増加してきており、深刻な社会問題となっているが、本市においても火災の出火原因別のトップが放火（放火の疑いを含む。）であることから、早急に関係機関や地域との連携を強化し、各地域での取組を支援することによって、放火されないまちづくりを推進することが必要である。

一方、建築物に対する防火対策では、平成 13 年に発生した新宿歌舞伎町のビル火災を契機として平成 14 年 4 月に昭和 49 年以来の消防法の大幅な改正が行なわれ、市民が勤務又は出入りする事業所の建築物や関係者に対する規制が強化されるとともに、消防機関についても立入検査制限の見直しや措置命令主体の拡大といった権限拡大による適切な予防行政の遂行が求められることとなった。

さらに、建築物の大規模化・高層化・複雑化に伴い、消防用設備等に従来の「仕様規定」に加えて「性能規定」が導入されたことや大臣認定による特殊消防用設備が法制化される等、建築物に関する予防行政を遂行していくためには高度で専門的な知識が不可欠となってきおり、それらに対応できる人員を確保するとともに、いかに効果的かつ効率的に建築予防行政を行なっていくかが課題となっている。

危険物施設にあっては、工場における一般取扱所の数が産業経済の発展とともに増加したことにより、人的要因を含めて当該一般取扱所に起因する災害が増えてきている上、昭和 40 年代に埋設された地下タンクが、経年劣化に伴う漏えい等によって災害を引き起こす可能性も危惧されている。

現在、消防機関においては、許認可審査や完成検査を行なうとともに、立入検査等を通じて危険物の取扱者に安全管理指導を行い、安全の確保を目指しているが、限られた人員と時間の中でいかに効果的かつ効率的に査察を行なっていくかが課題となっている。

そこで、施策体系5では、住宅の防火対策や放火されにくいまちづくりの推進を図るとともに、防火対象物や危険物施設の査察体制を整備し、火災による災害を防ぐことを目指して施策を展開する。

施策体系5における数値目標

項 目	現 状 (18年度)	目 標 (29年度)
住宅用火災警報器等の設置割合(新築・既存)	(未調査)	90%
防火対象物の年間査察件数	1,650件	3,000件
防火対象物の定期点検報告の割合	37%	70%
危険物施設の年間査察件数	274件	560件
防災学習センターの年間の利用者数	18,796人	30,000人

現状欄の人数は16年度の実績

施策体系5における個別施策

5 - 1	防火思想の普及啓発	5 - 4	建築物の火災予防対策
5 - 2	住宅防火対策の推進	5 - 5	危険物施設の安全対策
5 - 3	放火防止対策の推進		

個別施策の内容

個別施策	現 状 と 課 題	整 備 の 基 本 方 針	実 施 事 業
《5 - 1》 防火思想の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市民が初期消火や安全避難等の知識を身につけることが重要である。 各種の媒体を利用した防火PRが必要である。 リニューアルした防災学習センターの活用を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に魅力のあるイベントや講座を利用して防火意識の啓発を図る。 子どもの頃から防火思想を育成する。 防サイ君や防災学習センターの利用者を増加させるイベントを開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベント等の開催 幼児に対する防火思想の普及 広報媒体の拡大 防災学習センターの活用 消防音楽隊の充実

<p>《 5 - 2 》 住宅防火対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器等の設置が義務付けられた。 ・高齢者世帯に対する防火意識の育成が急務である。 ・火災に強い住宅の普及促進が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と地域、事業所及び行政が連携して、住宅用防災機器・防災製品の設置・普及を促進する。 ・住宅の防火安全性能を向上させ、財産被害や死者の削減を図る。 	<p>住宅用防災機器等の普及 住宅用防災機器等の普及率の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用防災機器等の普及を図るための検討資料として普及率を調査
<p>《 5 - 3 》 放火防止対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放火及び放火の疑いが火災発生原因の1位となっており、早急な対策が求められている。 ・地域が一体となって放火されにくい環境をつくることが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の放火火災防止対策戦略プラン等を活用する。 ・関係機関と連携し、地域の放火防止に対する取組を支援する。 ・自動車専用道路の整備に伴う道路法面の放火対策を実施する。 	<p>放火防止対策の普及啓発 放火されにくい環境づくり</p>
<p>《 5 - 4 》 建築物の火災予防対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防火管理者の未選任事業所が存在する。 ・点検報告制度が普及していない。 ・消防職員による防火対象物の査察の実施割合が低い。 ・建築物の増加等により消防同意や消防検査に係る事務が増大している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物における防火管理体制の必要性・重要性を周知徹底する。 ・消防用設備点検制度や自主点検報告制度の普及啓発を図る。 ・査察体制や防火対象物管理システムの充実により査察率の向上を図る。 	<p>防火管理講習会の充実 自主防火管理業務の推進 点検報告制度の普及 査察体制の強化 対象物情報の充実</p>
<p>《 5 - 5 》 危険物施設の安全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般取扱所の更新サイクルの短縮に伴う災害の発生が懸念される。 ・限られた人員（予防技術者）の中での効率的な査察が求められる。 ・地下タンクの経年劣化による災害のおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種手続の電子化を推進するとともに、指導基準を確立する。 ・自主点検の周知徹底により、危険物災害の発生を抑制する。 ・予防技術者の確保と査察体制の見直しを図る。 	<p>危険物規制事務の充実 自主保安体制の推進 査察体制の強化</p>

施策体系 6 : 地域の防災力・消防力の育成

政策体系 6 の背景

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災で経験したように、通常の消防力を遥かに上回る大規模な災害が発生した場合には、消防機関や防災機関等による迅速な救援活動は望めないのが現実である。

そのような際に、災害による被害を少しでも小さくするためには、地域の住民が「自分の身は自分で守る、地域の安全は地域で守る」という意識を持って（自助意識）、自主的な救助・救援活動を行うことが肝要である。

本市では、社会部防災防犯課が事務局となって自治区単位で自主防災組織を結成し、災害に対応するための施設や装備の充実を図るとともに、消防機関と協力して防災訓練等を実施しているが、その他にも小規模ではあるが地域ごとに防災団体が多数存在しており、それらの団体を対象とした防災訓練や防災講習会等を実施することにより、その防災力の向上を図っていくことも大切である。

また、市内の各事業所においても様々な形で自衛消防のための組織を有しており、これらの組織との連携を強化することにより、さらに効果的な地域防災体制を構築していく必要がある。

そこで、施策体系 5 では、地域の各種団体や事業所等との連携により地域の防災力、消防力を高めることを目指して施策を展開する。

施策体系 6 における数値目標

項 目	現 状 (1 8 年度)	目 標 (2 9 年度)
防災訓練での指導回数	1 4 9 回	2 2 4 回
水防倉庫の設置数	1 2 庫	1 8 庫

現状欄の回数は
1 7 年度の実績

施策体系 6 における個別施策

6 - 1 各種団体の育成指導

6 - 3 水防施設の充実

6 - 2 事業所による地域消防力の育成

個別施策の内容

個別施策	現 状 と 課 題	整 備 の 基 本 方 針	実 施 事 業
《 6 - 1 》 各種団体の育成指導	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の際の自助意識及び共助意識の早急な育成が必要である。 ・地域だけではなく、個人レベルや家庭レベルでの防災力の向上を図ることが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の各種団体に対して防災訓練や防災講習会を開催する。 ・自主防災会における知識の習得や組織の強化をバックアップする。 ・W F C や B F C 等の活動を支援する。 	防災訓練・防災講習会 自主防災会の指導
《 6 - 2 》 事業所による地域消防力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・消防力が不足した場所では、事業所や住民との連携が不可欠である。 ・消防活動着手までの間事業所と地域住民によって初期消火や救助活動ができる体制づくりが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の持つ消防力を活用し、総合的な地域消防力を向上させる。 ・事業所とのネットワークの構築により、地域防火・地域防災の拠点をつくる。 	消防協力事業所登録制度の推進 消防協力メニューの明確化
《 6 - 3 》 水防施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害により地域の分断孤立のおそれがある。 ・旧町村においては水防倉庫が未整備である。 ・防災倉庫の備蓄品との整合が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災倉庫の整備状況を勘案しながら、水防倉庫及び水防資機材の整備を図る。 	水防倉庫の整備 水防資機材の整備・充実

施策体系 7 : 消防団の充実強化

施策体系 7 の背景

非常備消防力としての消防団については、火災予防活動、火災の際の消火活動、豪雨や地震等の大規模な自然災害における被災者の救助・救出や避難誘導等、地域防災体制の中核的存在となって、地域の安全・安心を守る組織として大きな役割を果たしており、住民からも厚い信頼を寄せられている。

本市においては、平成 17 年の市町村合併によって旧町村部の 6 つの消防団を吸収したことから、平成 18 年 4 月 1 日現在で、10 方面隊・44 分団・123 部、団員の総数 2,156 人という大きな組織となっており、地域における非常備消防力として無くてはならない存在である。

また、近い将来に発生が予想されている東海地震や東南海地震における被災者の救助・救出活動、あるいは武力攻撃事態等における住民の避難誘導の主力として、消防団員はますます貴重な消防力となることが期待されており、さらなる団員の確保が求められている。

しかしながら、近年の就労形態の変化や少子高齢化といった社会環境の変化等から全国的に消防団員数の減少が止まらず、地域防災力の低下が憂慮されているのが実情であり、これは本市においても例外ではない。

今後、消防団員を確保していくためには、地域における消防団員の地位を向上させるとともに、地域住民や被雇用者、女性等が参加しやすい活動環境等を整備し、消防団の魅力を高めることが肝要である。

その上で、機能別団員や機能別分団等の新たな制度を導入し、住民のさらに幅広い層から消防団に参加する人員の確保を図っていかなければならない。

そこで、施策体系 7 では、消防団の施設や装備を整備するとともに団員の処遇を改善すること等により消防団員の確保を図ることを目指して施策を展開する。

施策体系 7 における数値目標

項 目	現 状 (18 年度)	目 標 (29 年度)
消 防 団 員 の 総 数	2,156 人	3,000 人
詰所格納庫の設置数	190 棟	152 棟
消 防 ポンプ自動車 の 配 備 数	13 台	13 台
小型動力付ポンプ付 自動車 の 配 備 数	118 台	120 台
小 型 動 力 ポ ン プ の 配 備 数	82 台	44 台

再編（統廃合）
により整理

再編（統廃合）
により整理

再編（統廃合）
により整理

施策体系 7 における個別施策

7 - 1 消防団員の確保

7 - 3 消防団員の教育訓練

7 - 2 消防団の活性化

7 - 4 消防団施設・装備の整備

個別施策の内容

個別施策	現 状 と 課 題	整 備 の 基 本 方 針	実 施 事 業
《 7 - 1 》 消防団員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に消防団員が減少しており、地域の防災力の低下が危惧されている。 ・幅広い層から団員を確保するために、被雇用者や女性が参加しやすい消防団の活動環境の整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能別団員制度や機能別分団制度を導入するとともに消防団の組織や制度の多様化を図り、団員を確保する。 ・事業者等に対する広報活動等を通じて基本団員の確保を図る。 ・消防団協力事業所認定制度を導入し、団員が活動しやすい体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団活動の P R 機能別団員の募集 機能別分団の設置 消防団協力事業所の認定 次世代の消防団員の育成 消防団の再編
《 7 - 2 》 消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・被雇用団員の増加に伴い、団員のチームワーク等の維持が困難になっている。 ・消防団活動が認知されていないことにより、団員の活動意欲が減退している。 ・消防団員の家族の理解が不可欠である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員が地域の住民と接する活動を積極的に展開する。 ・消防団行事への事業主等の参加を促進する。 ・消防団員とその家族を対象としたレクリエーション事業等を実施し、家族の消防団活動への理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員の処遇の改善 消防団員の能力向上のための支援 自主防災会等の他の組織との連携 家族を含めたレクリエーション活動 事業主等への P R 活動
《 7 - 3 》 消防団員の教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域が増大したことにより、消防団の重要性が高まっている。 ・武力攻撃災害等における消防団の役割が明確化された。 ・常備消防に準じた知識や能力が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能別団員に対する新たな教育訓練カリキュラムを作成する。 ・各分団における訓練等に際してのバックアップ体制を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員の教育の充実 消防団員の訓練の充実 常備消防との連携の強化 消防団員による救命講習の推進

<p>《 7 - 4 》 消防団施設・装備の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧町村部には老朽化した詰所格納庫が存在している。 ・合併に伴って詰所格納庫の適正な配置を図る必要が出てきた。 ・消防ポンプ自動車や小型動力ポンプ付積載車等の消防団装備について計画的な更新が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・詰所格納庫の建替えまでの期間を明確化する。 ・老朽化の度合いや地域の実情を考慮して、詰所格納庫を計画的に建て替える。 ・小型動力ポンプ付積載車等の消防団装備について、計画的な統廃合及び更新を図る ・消防団員が安全に活動できる各種安全装備を充実する。 	<p>消防団施設の建替え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詰所格納庫の再編（統廃合）と計画的な建替え <p>消防団装備の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車及び小型動力ポンプの再編（統廃合）と計画的な更新 <p>消防団員の安全装具等</p>
----------------------------------	---	--	---

施策体系 8 : 災害対応力の強化

施策体系 8 の背景

消防の行う救助活動とは、災害に際して、人力や機械力を用いてその災害の危険を排除し、要救助者を安全な場所等に救助する活動をいうものであるが、その範囲は、自然災害や火災、交通事故、水難事故、機械等による事故等々、広い範囲の様々な災害・事故に及んでいる。

本市の救助体制については、法的に救助隊の設置が義務付けられる以前から特別消防隊を配備し、装備の充実を図りながら様々な災害に対して救助活動を行ってきたが、現在は、足助消防署、北消防署、中消防署及び南消防署の4消防署に救助工作車を配置するとともに、東、藤岡小原、西及び末野原の4分署や中山間地域の出張所のタンク車に救助資機材を搭載して救助要請に対応している。

また、市内を流れる河川や池等における水難事故に対応するため、救助隊員による潜水隊も編成している。

現在の救助活動では、交通事故による出動件数が全体の半数近くを占めているところであるが、本市の交通事故件数は増加傾向のままであり、今後も増えていくことが予想されるそれらの交通事故による救助要請に迅速に対応できるよう、さらなる体制づくりが必要である。

さらに、使い将来に発生が予想されている東海・東南海地震といった大規模自然災害や近年その可能性が高まってきているテロ等によるBC災害、また本市内を巡る多数の自動車専用道路等における大規模な交通事故等を考えた場合、十分な救助体制が整っているとはいえず、それらの大規模・特殊災害に対応できる高度な救助体制の整備が急務となっている。

そこで、施策体系 8 では、高度救助隊を中心とした救助体制の充実強化を図ることを目指して施策を展開する。

施策体系 8 における数値目標

項 目	現 状 (1 8 年 度)	目 標 (2 9 年 度)
高度救助隊の設置数	0 隊	1 隊
高度救助隊員の総数	1 人	1 2 人

施策体系 8 における個別施策

8 - 1

高度救助体制の構築

8 - 2

救助資機材の整備

個別施策の内容

個別施策	現 状 と 課 題	整 備 の 基 本 方 針	実 施 事 業
《 8 - 1 》 高度救助体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東海・東南海地震等の大規模自然災害やテロ等によるBC災害、自動車専用道路等における大規模交通事故等に対応できる高度救助体制が未整備である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な救助技術や救助資機材を有する「高度救助隊」を創設する。 ・ 道路管理者や救急医療期間との相互連携を強化する。 ・ 都市型救助技術を導入する。 ・ 多様化する災害に対応するため、災害の分野ごとに専門部隊を創設する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高度救助隊の創設 高度救助隊員の養成 自動車専用道路等における救助体制の強化 都市型救助技術の導入 専門部隊の創設
《 8 - 2 》 救助資機材の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度救助隊の創設に伴い、高度救助資機材の整備が必要となる。 ・ BC災害に対応した資機材の整備が必要である。 ・ 都市型救助に対応した資機材の整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度救助資機材を整備する。 ・ BC災害や都市型災害等に対応できる資機材を整備する。 ・ 現有資機材を計画的に更新する。 	<ul style="list-style-type: none"> 救助資機材の整備

施策体系 9 : 広域連携体制の充実

施策体系 9 の背景

市町村における火災等については、当該市町村の消防がこれに対応することが原則であるが、隣接市町村との境界付近で火災が発生した場合や地震、風水害、林野火災等のようにその災害が大規模で広域に及ぶ場合、あるいはNBC災害のような特殊災害の場合には、市町村の個々の消防力だけでは十分な対応ができないことがある。

そのため、消防応援協定の締結等によって、市町村消防の間で消防広域応援が実施されているところである。

応援協定は、一の都道府県内で全市町村・消防一部事務組合が統一の協定を結ぶケースが一般的であるが、都道府県境を越えて、隣接市町村間等で応援協定が結ばれることもある。

しかし、都道府県内の消防力をもってしても対応できないほどの災害の場合は、他の都道府県からも消防応援を受けることになるが、そのための制度が緊急消防援助隊制度である。

平成7年に阪神・淡路大震災が発生した際、当時は全国的な消防応援体制が組織されていなかったため、消防の応援が必ずしも有効に機能したわけではなかった。

この教訓から、全国的な消防応援組織として緊急消防援助隊が発足し、その後、平成15年の消防組織法の改正で緊急消防援助隊制度が明文化・充実化され、大規模災害に対する全国規模での緊急対応体制が確立されてきている。

そこで、施策体系9では、緊急消防援助隊の強化や消防相互応援協定の充実等を図ることにより大規模災害等に対応できる体制をつくることを目指して施策を展開する。

施策体系 9 における数値目標

項 目	現 状 (18年度)	目 標 (29年度)
緊急消防援助隊の 登録部隊数	7 隊	9 隊
緊急消防援助隊の 後方支援車の配備数	0 台	1 台
夜間対応型ヘリポート の整備数	1 か所	8 か所

特殊災害部隊は
救助隊と兼務

施策体系 9 における個別施策

9 - 1 消防相互応援協定の充実

9 - 2 緊急消防援助隊の強化

個別施策の内容

個別施策	現 状 と 課 題	整備の基本方針	実施事業
《 9 - 1 》 消防相互 応援協定 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在締結している消防相互応援協定に訓練施設の相互利用といった新たな内容を加え、応援協定をさらに充実する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相互応援協定の内容を拡大する。 ・ 相互応援協定に基づく訓練等を充実する。 ・ 愛知県に対し、その所有する防災ヘリコプターの運行体制の充実を要望するとともに受入体制の整備を図る。 	消防相互応援協定の充実 他都市消防本部との連携訓練 愛知県防災ヘリの運行の充実 ・ 夜間対応型ヘリポートの整備
《 9 - 2 》 緊急消防 援助隊の 強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防組織法の中に緊急消防援助隊の設置が明記された。 ・ 国が消防緊急援助隊の強化拡充計画を推進し始めた。 ・ 緊急消防援助隊の高度化が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新資機材の配備と隊員の訓練により、本市の緊急消防援助隊の高度化を推進する。 ・ 地方ブロックや全国合同訓練等への積極的な参加を図る。 	緊急消防援助隊の高度化 大規模災害訓練への参加